

山口県報

平成24年
1月24日
(火曜日)

目次

細則公衆
細則公衆



監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり豫風芳幸の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成24年1月24日

山口県監査委員 神田 忠二郎
同 石津 敏 樹

第1 監査の請求

下関市大字小月町2184番地2 豫風芳幸から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

1 平成18年度の調査研究費に係る調査委託料について

県が山口県議会議員（1名）に対して平成18年度に交付した政務調査費に係る収支報告書において、当該議員は、調査研究費のうち「政策動向等世論調査」に150万円もの多額の委託料を支出した旨報告している。当該議員の平成18年度から平成22年度までの5年間に交付された政務調査費のうち、このような委託料が支出されたのは、この年度限りであり、議員の調査研究活動の支出として非常な違和感を持つ。自らの選挙の調査のための経費であったとしたら、政務調査費の目的、性格から考えて、妥

当性を欠くものではないかと考える。

政務調査費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条において「議員の調査研究に資するため必要な経費」として交付されることが規定されており、また、山口県議会が示している政務調査費マニュアルで、「選挙活動経費」は充当することが不適切な経費とされている。政務調査費は、あくまで議員としての政策提言などの活動に要する経費を対象としていいると考えられ、自らの選挙のための調査や選挙活動に充てることは適当ではないと考える。この支出に対する政務調査費の充当が不適当と判断された場合には返還措置を執るよう求める。

2 平成22年度の事務所費に係る賃借料について

県が山口県議会議員（1名）に対して平成22年度に交付した政務調査費に係る収支報告書において、当該議員は、事務所費のうち事務所賃借料として1か月6万円を支出した領収書を添付し報告している。収支報告書には、按分による支出がある場合は、添付する領収書等添付票の余白に、按分の割合及び按分による支出額を付記することとされているが、具体的な按分についての記載がない。通常、県議会議員は、後援会活動と政務調査活動と同じ事務所の中で行うことが多いので按分規定があり、按分割合が記載されていないということになれば、この事務所では後援会の活動は一切行っていないこととなる。従って、この事務所の賃借料の全額を明らかにされ、具体的な按分割合を示される必要がある。また、賃借料は建物所有者に持参することとなっており、第三者が支払の事実を確認できにくいので確認が必要である。按分等の手続に問題があり、賃借料に対する政務調査費の充当に不適当な部分があれば返還措置を執るよう求める。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 23 山 監 査 第 134 号
平成24年（2012年）1月24日

豫 風 芳 幸 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成23年11月21日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、平成23年11月25日に補正を求め、同月30日に補正されたこと

(一) 外(一)

る、所定の法定要件を具備しているものと認め、請求を受理した。

なお、平成23年11月25日から同月30日までの6日間は、請求の補正に要した期間であるため監査の期間から除算した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された塩崎久雄監査委員及び岡村精二監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。

3 監査の実施

(1) 監査の対象者及びその内容

監査は、山口県議会事務局長を対象として行い、監査に当たっては、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る関係資料等の確認を行った。

(2) 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成18年度の政務調査費に係る調査研究費のうち、「政策動向等世論調査」の委託料を支出したとされる議員（以下「A議員」という。）及び平成22年度の政務調査費に係る事務所賃借料のうち、事務所賃借料について、収支報告書の添付書類に按分割合等の記載がないとされる議員（以下「B議員」という。）の両議員を関係人として調査を実施した。

(3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人はこれを行わなかった。

(4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項及び請求人が提出した事実を証する書面に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 平成18年度の調査研究費に係る調査委託料について

A議員について、平成18年度の政務調査費に係る調査研究費のうち、「政策動向等世論調査」として支出された委託料の150万円は、金額が多額であり、その調査時期についても平成18年度限りであることに違和感がある。また、委託内容については、選挙のための調査ではないかと考えられる。

政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費として、議員としての政策提言などの活動に要する経費に充当すべきものであるが、これを選挙のための調査や選挙活動に使用したのであれば、政務調査費の目的や性格から考えて妥当性を欠くものではないかと考える。

よって、山口県知事に対して、この支出に対する政務調査費の充当が不適当と

判断された場合には、返還を求めよう請求するという主張

イ 平成22年度の事務所賃に係る賃借料について

B議員について、平成22年度の政務調査費に係る事務所賃のうち、事務所賃借料として1か月6万円を支出した領収書が添付されているが、収支報告書に添付する領収書等添付票に具体的な按分についての記載がされていない。通常、後援会活動と政務調査活動は同じ事務所の中で行われることが多いので按分規定があり、政務調査活動以外の活動があれば具体的な按分割合及び按分額を示す必要がある。

また、賃借料は建物所有者に持参しているため、第三者が支払の事実を確認できにくいので確認が必要である。

よって、山口県知事に対して、賃借料に対する政務調査費の充当が不適当と判断された場合には、返還を求めよう請求するという主張

(5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

ア A議員が、平成18年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、調査研究費として支出された調査委託料

イ B議員が、平成22年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、事務所賃として支出された事務所賃借料

4 監査の結果

(1) 平成18年度の調査研究費に係る調査委託料について

ア 調査研究費の使途基準等について

県は、政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付している。

政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会議程第2号。以下「規程」という。）第3条第1号の規定によると、調査研究費は、議員が行う県の事務及び地方行政制度に関する調査研究並びにその委託に要する経費とされている。

また、政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当（実費弁償）することが原則であるとされている。

政務調査費の具体的取扱いを定めた政務調査費マニュアルには、政務調査費の充当が不適切な経費の一つとして、選挙運動及び選挙活動に要する経費が例示さ

れている。

なお、調査委託料は、調査研究を議員以外の個人又は団体に委託した場合の委託経費であり、当該支出に伴う成果を整理、保管しておく必要があるとされている。

イ 確認された事実

平成18年度の「政策動向等世論調査」に対し調査委託料150万円が政務調査費の調査研究費から支出されたことを、収支報告書及びこれに添付された領収書で確認した。

委託金額については、関係人調査により提出された契約書及び見積書を確認するとともに、同様の業務を行う複数の業者等に見積書の内容により照会したところ、見積方法は一部異なることもあるが、支出された調査委託料と概ね類似した金額の回答があった。

関係人調査によると、平成18年度に委託調査を実施したのは、平成17年3月に調査対象地域で市町村合併が行われたことから、有意義な県議会議員活動を進める上で、特にその後の地域住民の県政等に対する要望、期待等のニーズを正確に把握する必要があったとの回答であった。

調査の目的及び内容は、県政に対し、より満足度の高まる議員活動の参考資料として利用するためであり、合併後の当該地域を対象とした県政施策等への満足度、期待項目を調査するものであった。

また、委託調査に係る報告書については、全体の一部として山口県政（産業、医療、教育、財政）に関する住民のニーズ等を集計及び分析したものであることについて提出があったが、その他の部分については、残存していないということから提出されず、調査項目も、年月の経過により不明であるとのことであった。

さらに、調査結果の活用状況については、県議会における代表質問、一般質問、委員会質問等で活用しているとの回答であった。

なお、関係人からは、請求人が、政務調査費は「選挙のための調査や選挙活動に充てることは適当ではない」と指摘していることに関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）における選挙運動とは、政治活動と異なり、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為」を指すものであり、公職選挙法の趣旨に照らせば、当該「政策動向等世論調査」に対する政務調査費の支出は、「選挙運動（選挙活動）」に該当する要素は全く存在せず、条例の趣旨及び県議会の示す「議員の調査研究に資するために必要な経費」に適合していることは明らかであると理解している旨の申立てがあった。

ウ 判断及び結論

請求人は、世論調査の委託金額150万円は多額であり、平成18年度に限り支出された異例のもので、委託内容も選挙活動を目的とした不適当な支出ではないかと主張する。

委託金額については、同様の業務を行う複数の業者等への照会の結果、概ね妥当な金額と認められる。

また、調査実施年度については、合併後の地域住民の県政等に対する要望、期待等のニーズを正確に把握する必要から実施したとのことであり、請求人の主張する単年度限りの調査であるということをもって、政務調査費による支出が不適当であるとはいえない。

調査の目的は、県政に対する住民の要望、期待等のニーズを把握するためであるとのことである。これについては、提出のあった報告書についてみると、調査項目は、産業、医療、教育、財政について県政への期待等を聞くものであることから、調査研究費の用途基準に適合するものと理解される。

また、報告書の一部の提出がなかったことから、この部分についての調査内容の確認はできなかったところである。

請求人は、選挙調査のための経費であったとしたら、政務調査費を充てることは許されないと思うと主張しているが、関係人からは、調査の内容は市町村合併後の地域を対象とした県政施策等への満足度、期待項目を調査するものであることから、当該調査に対する政務調査費の支出は、「選挙運動（選挙活動）」に該当する要素は全く存在せず、県議会の示す用途基準に適合していることは明らかであるとの主張であった。

報告書のうち、提出されなかった部分の具体的な内容の確認はできなかったところであるが、このことのみをもって、請求人が指摘するように政務調査費やニューラルの用途基準で充当が不適切な経費とされている選挙活動経費に、政務調査費が充当されていることが明らかであるとは認められないことから、用途基準に適合しない不適切な支出であるとは判断できないところである。

よって、世論調査の委託金額150万円は多額であり、平成18年度に限り支出された異例のもので、委託内容も選挙活動を目的とした不適当な支出ではないかとする請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 平成22年度の事務所費に係る賃借料について

ア 事務所費の用途基準等について

規程第3条第6号の規定によると、事務所費は、議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費とされている。

また、運用方針によれば、充当が可能かどうかは、当該事務所が調査研究活動に使用されているかどうかで判断することとなり、後援会事務所等と併設している場合は、契約を分離することが望ましいが、分離が困難なときは、使用領域の面積割合や活動実績割合等の合理的な比率で按分することとされ、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で調査研究費を充当することとされている。

イ 確認された事実

関係人調査により、平成22年度において一の事務所をB議員名義と政党支部名義とで賃借していることを契約書で確認した。議員名義の契約に係る支払額は月額7万円（年額84万円）、政党支部名義の契約に係る支払額は月額1万円（年額12万円）となっている。また、議員名義の契約に係る支払額である月額7万円は、領収書が政務調査費充当分月額6万円と後援会分月額1万円とに区分されていた。これら全ての支出額については、平成22年4月から平成23年3月までの月々の領収書により確認しており、その支払状況等については、次表のとおりである。

契約名義人	活動内容	賃借料支払額	按分割合
B 議員	政務調査活動	60,000円/月額	75%
	後援会活動	10,000円/月額	
政党支部	政党活動	10,000円/月額	25%
合	計	80,000円/月額	100%

また、賃借料総額86万円（月額8万円）のうち、75%に当たる年額72万円（月額6万円）の政務調査費を充当している。政務調査費が充当されていない年額24万円（月額2万円）については、後援会活動に伴う使用が年間4回の行事で延べ15～20回であること、また、政党支部活動に伴う使用も月5～10回の電話応対と月2回の新聞発送等であり、年間の使用率はそれぞれ10%未満であることや、金額の分かりやすさを考慮して、後援会、政党支部からそれぞれ月額1万円の賃借料を支払っているとの回答であった。

収支報告書に添付する領収書等添付票に、按分割合及び按分額が記載されていないのは、上記一覧表のように賃借料総額を按分し、按分後の額ごとに領収書を徴し、政務調査費を充当した賃借料6万円の領収書のみを添付しているためであることを確認した。

ウ 判断及び結論

請求人は、政務調査活動以外の議員の活動がある場合は、収支報告書に添付す

る領収書等添付票に按分の割合及び按分による支出額を記載すべきであり、通常、議員は後援会事務所を有しており、後援会活動と政務調査活動は同じ事務所で行われることが多いことから、これらの記載がないのは不適當な支出ではないかと主張し、また、賃借料を持参していることから支出の確認が必要であると主張する。

収支報告書に添付する領収書等添付票に、按分割合及び按分額が記載されていないのは、「イ 確認された事実」に記載のとおり、賃借料総額の按分後の額ごとに領収書を徴し、政務調査費を充当した賃借料6万円の領収書のみを添付したことによるものである。

政務調査費の按分方法等については、運用方針で示されている活動実績割合等により、年間の後援会活動、政党活動の使用状況から按分割合を決めていること、さらには賃借料の支払いに係る月々の領収書も確認されたことから請求人の主張には理由がないと判断する。

なお、賃借料を持参していることから支出の確認が必要であるとの請求人の主張は、平成22年度の月々の支払いを領収書により確認したので、調査の必要はないと判断する。

5 監査委員の意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

政務調査費制度は、地方分権の進展に対応して、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力の強化が不可欠であることから、議員の調査研究活動の充実のため、公費による調査研究費等の助成が制度化されたもので、議員の自主的かつ自律的な運用を想定しているものである。こうした中、近年、政務調査費の使途等について、全国的に住民監査請求や住民訴訟が提起されるなど、住民の関心が高まってきており、本制度のより一層の透明性の確保が求められてきているところである。

今回の監査においては、証拠書類等について、条例に定める整理及び保存がされていないことから一部に確認ができなかったものや、政務調査費の按分方法について、収支報告書への記載方法が住民にとって分かりにくいものなど、制度の周知不足に起因すると考えられるものが見受けられた。

については、議会事務局において、条例に定める証拠書類等の整理及び保存や収支報告書への記載方法についての一層の周知を図るとともに、収支報告書等の受領に当たっては、記載内容の点検や領収書等のチェックを十分に行い、必要に応じ証拠書類等を確認するなど適正な支出の確保を図り、政務調査費制度のさらなる適正な運用を通じて、透明性の向上に資するよう努められたい。